平成２４年（フ）第６１１号
埼玉県新座市あたご３丁目４番24号
破産者　鎌田　　勞
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７１５号
埼玉県和光市新倉２丁目20番９号　ホワイトヒル201、旧住所埼玉県和光市新倉２丁目19番45―604号　リーベスト和光Ⅱ
破産者　黒瀧　敏夫
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７２６号
さいたま市見沼区堀崎町1220番地２　エスポワール101
破産者　相澤　輝昌
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３２５０号
横浜市港北区新吉田東３丁目５番18号
破産者　小熊　真吾
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２５１号
横浜市港北区新吉田町6061番地５
破産者　小熊　義光
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１６号
横浜市戸塚区上矢部町1352番地１　アーバンズプラザＢ号、開始決定時の住所神奈川県高座郡寒川町一之宮９丁目21番17―309号
破産者　多賀谷孝志
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１７号
横浜市戸塚区上矢部町1352番地１　アーバンズプラザＢ号、開始決定時の住所神奈川県高座郡寒川町一之宮９丁目21番17―309号
破産者　多賀谷恵子
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６８号
横浜市戸塚区川上町88番地18　第８笠原ビル403号
破産者　渡邊　英子
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９５２号
横浜市泉区中田南５丁目39番11号　コートサンブリッヂＡ201号
破産者　三浦　公雄
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９５３号
横浜市泉区中田南５丁目39番11号　コートサンブリッヂＡ201号
破産者　三浦　洋子
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３号
新潟県上越市柿崎区馬正面1159番地63　ハイツミナモト104号
破産者　松山　道雄
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１５４号
山梨県甲府市大里町4121番地
破産者　瀧澤　武典
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
山梨県甲府市大里町4121番地
破産者　瀧澤　利子
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２号
長野県松本市岡田下岡田296―９、開始決定時の住所長野県松本市大手５丁目６番13―201号　ダイアパレス松本大手
破産者　降簱るみ子
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第５９号
長野県北安曇郡松川村5728番地293　コーポ市山201、前住所長野県北安曇郡池田町大字会染4847番地14
破産者　郷津佳代子
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３９０号
愛知県豊橋市小島町字南島30番地
破産者　冨田　一枝
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３９１号
愛知県豊橋市大脇町大脇33―５　プリエール102、住民票上の住所愛知県豊橋市小島町字南島30番地
破産者　冨田　大輔
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１４５号
滋賀県彦根市芹町５番８―202号、前住所滋賀県彦根市西葛籠町312番地
破産者　山田　真一
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部